

○横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例の一部を改正する条例の
施行期日を定める規則

平成 19 年 8 月 3 日

規則第 86 号

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例の一部を改正する条例の
施行期日を定める規則をここに公布する。

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例の一部を改正する条例
の施行期日を定める規則

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例の一部を改正する条例
(平成 19 年 5 月横浜市条例第 37 号)は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。ただし、目
次の改正規定(「第 7 条」を「第 7 条の 2」に改める部分を除く。)、第 3 章の次に 1 章を加
える改正規定及び第 29 条の次に 1 条を加える改正規定は、平成 20 年 1 月 21 日から
施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。